

○ 石川県地域警察運営に関する訓令

〔令和 2 年 2 月 7 日〕
石川県警察本部訓令第 3 号

改正 令和 7 年 3 月 5 日警察本部訓令第 4 号

石川県地域警察運営に関する訓令

石川県地域警察運営に関する訓令（平成 5 年石川県警察本部訓令第 7 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 運用及び配置

第 1 節 勤務の基準（第 13 条－第 17 条）

第 2 節 配置運用（第 18 条－第 26 条）

第 3 章 指揮監督及び指導教養

第 1 節 地域警察幹部等の職務（第 27 条－第 31 条）

第 2 節 巡視（第 32 条－第 34 条）

第 4 章 通常基本勤務

第 1 節 通則（第 35 条－第 44 条）

第 2 節 交番等及び移動交番車（第 45 条－第 52 条）

第 3 節 機動警ら係等（第 53 条－第 56 条）

第 4 節 警備派出所（第 57 条・第 58 条）

第 5 節 交番相談員（第 59 条・第 60 条）

第 5 章 特別勤務及び地域警察勤務以外の勤務（第 61 条・第 62 条）

第 6 章 補則（第 63 条－第 66 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）に基づき、石川県警察における地域警察の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 所管区

石川県警察の組織等に関する規則（昭和 41 年石川県公安委員会規則第 4 号。以下「組織規則」という。）に定める交番、駐在所、署所在地及び庁舎所在地の担当区域をいう。

(2) 受持区

巡回連絡を実施する担当区域をいう。

(3) 警備区

繁華街、主要駅、空港その他特殊な警戒警備対象のある地域において、特に必要のある場合に置かれる警備派出所の担当区域をいう。

(4) 交番等

交番、駐在所、署所在地、庁舎所在地及び警備派出所をいう。

(5) 機動警ら係等

警察本部地域課自動車警ら班（以下「自動車警ら班」という。）及び機動警ら係をいう。

(6) 部課長等

組織規則に規定する警察本部の部長、課長（警察本部地域課長（以下「本部地域課長」という。）を除く。）及び校長をいう。

(7) 署長等

組織規則に規定する署長及び本部地域課長をいう。

(8) 地域官等

石川県警察の組織等に関する訓令（昭和41年石川県警察本部訓令第3号。以下「組織訓令」という。）に規定する地域官及び地域交通官をいう。

(9) 地域警察幹部

地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある者をいう。

(10) 受持警察官

交番等に勤務する地域警察官をいう。

(11) 治安情勢等

地域の人口、世帯数、面積及び地理、住民の意見及び要望、交通の状況、事件及び事故の発生の状況その他の管内の実態をいう。

(12) 巡視実施者

原則として、警察本部地域課は本部地域課長を除く警部補以上の階級にある警察官、警察署は署長を除く警部補以上の階級にある警察官とする。

なお、巡視実施者に関し必要な事項は別に定める。

(13) 駐在所勤務

原則として、駐在所施設の住宅部分に居住し勤務することをいう。

(地域警察勤務)

第3条 地域警察官は、規則第2条に規定する地域警察の任務を達成するため、通常基本勤務及び特別勤務（特別の任務を遂行するための地域警察活動をいう。以下同じ。）により、地域警察勤務を行うものとする。

2 通常基本勤務は、次の各号に掲げる勤務とする。

(1) 交番勤務

立番、見張り、在所、警ら及び巡回連絡

(2) 駐在所勤務

在所、警ら及び巡回連絡
(3) 署所在地及び庁舎所在地勤務
在所、警ら及び巡回連絡

(4) 移動交番車勤務
在所及び警ら

(5) 機動警ら係勤務
警ら及び待機

(6) 自動車警ら班勤務
警ら及び待機

(7) 警備派出所勤務
警戒警備、立番、見張り、在所及び警ら

(8) 地域警察事務勤務

警察本部及び警察署において、前各号に規定する勤務に従事する警察官に対する指揮監督及び指導教養並びに同勤務に関する企画、調査、連絡調整、書類の作成及び整理、統計の作成その他事務全般に従事する勤務

第4条 削除

(運用の方針)

第5条 地域警察の運用に当たっては、第3条第2項に規定する勤務種別のそれぞれの特性が最高度に発揮されるよう、相互の連携に配慮するとともに、警察本部通信指令課（以下「通信指令課」という。）及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するなど、総合的に行うものとする。

2 署長等は、地域警察の運用に当たっては、治安情勢等を考慮し、計画的かつ効果的に行うものとする。

(地域官等)

第6条 地域官等は、組織訓令で定める任務を行う。ただし、地域官等の配置のない警察署にあっては、副署長がこれに当たるものとする。

(交番所長、駐在所長及び警備派出所長)

第7条 交番に交番所長を、町役場の所在地を管轄する駐在所及び複数の勤務員を配置する駐在所に駐在所長を、警備派出所に警備派出所長を置くことができる。

2 交番所長、駐在所長及び警備派出所長には、警部又は警部補をもって充てるものとする。

(所管区長)

第8条 署長は、交番所長及び駐在所長の配置のない交番、駐在所、署所在地及び庁舎所在地ごとに所管区長を指定するものとする。

2 所管区長には、警部又は警部補をもって充てるものとする。

(班長及び車長)

第9条 署長等は、交替制の地域警察官により運用されている交番、署所在地及び庁舎所在地には当務ごとに班長を、機動警ら係等の警ら用無線自動車には乗務単

位ごとに車長を指定するものとする。

(受持区)

第10条 署長は、所管区ごとの配置人員の数に応じて受持区を定めるものとする。

(私服勤務の特例)

第11条 地域警察官は、私服で勤務する必要がある場合は、あらかじめ署長の承認を受けなければならない。ただし、夜間、休日その他やむを得ない理由であらかじめ承認を受けることができない場合は、石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）に規定する当直主任の承認を受けるものとする。

(連絡協調)

第12条 部課長等は、地域警察活動に相当の影響を及ぼす教養訓練、一斉警戒取締り等を計画するときは、本部地域課長と協議するものとする。

第2章 運用及び配置

第1節 勤務の基準

(勤務制)

第13条 地域警察官の勤務制は、石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓令第16号）の定めるところによる。

(勤務制の指定)

第14条 地域警察官の勤務種別ごとの勤務制の指定は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交番勤務は、交替制勤務とする。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、警察署型毎日制勤務とすることができる。
- (2) 駐在所勤務は、駐在所型毎日制勤務とする。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、警察署型毎日制勤務とすることができる。
- (3) 署所在地及び庁舎所在地勤務においては、交替制勤務とし、特に必要がある場合は、警察署型毎日制勤務とする。
- (4) 移動交番車勤務においては、本部型毎日制勤務又は警察署型毎日制勤務とする。
- (5) 機動警ら係勤務においては、交替制勤務とし、特に必要がある場合は、警察署型毎日制勤務とする。
- (6) 自動車警ら班勤務においては、交替制勤務とし、特に必要がある場合は、本部型毎日制勤務とする。
- (7) 警備派出所勤務においては、駐在所型毎日制勤務とする。
- (8) 地域警察事務勤務においては、本部型毎日制勤務又は警察署型毎日制勤務とする。

(勤務時間)

第15条 地域警察官の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、勤務制ごとの勤

務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 毎日制勤務 日勤日 7 時間45分
- (2) 交替制勤務 当番日15時間30分、日勤日 7 時間45分

(勤務時間の割り振り基準)

第16条 地域警察官の勤務種別ごとの勤務方法及び勤務時間の割り振り基準は、別表のとおりとする。

2 署長等は、前項の基準に従い、特に次に掲げる事項に留意の上、勤務例を策定しなければならない。

- (1) 地域責任を有する勤務員の意見を適切に反映させるなど、個別の交番等の地域の実態に即したものにすること。
- (2) 形式的なものとならないよう定期的に見直しを行い、所管区等の状況の変化に応じて策定すること。
- (3) 巡回連絡を確実に実施するための勤務時間を確保すること。
- (4) 警察署の管轄区域（以下「管内」という。）の警戒力、特に夜間において間隙が生ずることのないようにすること。

(週休日の指定)

第17条 署長等は、地域警察官の週休日の指定に当たっては、地域警察活動に支障が生じないように配慮しなければならない。

第2節 配置運用

(基本計画)

第18条 署長等は、地域警察官の効率的運用を図るため、次に掲げる事項を内容とする基本計画を定めるものとする。

- (1) 勤務種別ごとの配置人員
- (2) 地域警察官個々の勤務制の指定
- (3) 交替制各係の編成
- (4) 警ら要点の指定
- (5) 受持区の指定
- (6) 移動交番車の運用区域の指定
- (7) その他運用上の基本的事項

(月間活動計画)

第19条 署長等は、地域警察活動を計画的に行うため、次に掲げる事項を内容とする月間活動計画を定めるものとする。

- (1) 月間における日ごとの実働人員及び勤務配置
- (2) 月間において行うべき活動の予定
- (3) その他必要な事項

2 地域官等は、前項第2号に掲げる事項を定めることができる。

(勤務日の活動重点)

第20条 署長等は、地域警察官の勤務日における活動について、次に掲げる事項に

留意した配置を行うとともに、特に必要があると認められるときは、勤務方法について必要な指示を行わなければならない。

- (1) 月間活動計画に基づき実施すべき事項
- (2) 管内の事件、事故の発生状況及び治安情勢等に即応した活動重点
- (3) その他活動上配慮すべき事項

第21条 削除

(警ら要点の指定)

第22条 署長等は、所管区又は警備区における犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、警戒警備等の対象となる主要な地点、区間及び地域を警ら要点として定めるものとする。

2 署長等は、警ら要点を明示した警ら要図を作成するものとする。

3 警ら用無線自動車の警ら要点については、前2項の規定を準用するものとする。
ただし、自動車警ら班の警ら要点については、本部地域課長が、次条に定める担当区域等を管轄する署長の意見を聞いて定めるものとする。

(機動警ら係等の担当区域)

第23条 機動警ら係等の担当区域は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車警ら班 金沢市内及び別に定める管内
- (2) 機動警ら係 当該係の所属する管内

(統合運用等)

第24条 署長は、治安情勢等を勘案して特に必要があると認めるときは、隣接する2以上の所管区を統合した区域（以下「ブロック」という。）において、当該ブロックの受持警察官を統合的に運用することができる。

2 署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける活動の拠点となる交番等の受持警察官の中から、活動を統括する責任者を指定するものとする。

(補充勤務)

第25条 署長は、交番等の地域警察官が入校、疾病その他やむを得ない理由で勤務できなくなった場合は、他の警察官を指定してこれを補充することができる。

2 前項の補充をするに当たっては、本部地域課長と協議の上、所管区の状況に応じて、補充勤務の時間、方法等を定めなければならない。

(移動交番車)

第26条 署長等は、治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車により当該地域をその所管区に含む交番、駐在所、署所在地又は庁舎所在地の活動を補うものとする。

第3章 指揮監督及び指導教養

第1節 地域警察幹部等の職務

第27条 削除

(所管区長、警備派出所長、班長及び車長の職務)

第28条 所管区長、警備派出所長、班長及び車長の職務については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所管区長及び警備派出所長

- ア 勤務員の勤務及び事務処理の調整
- イ 管内の関係機関、団体等との連絡調整
- ウ 当務を異にする班長間の引継ぎ方法等についての調整

(2) 班長及び車長

- ア 勤務場所を同じくする勤務員（以下「相勤員」という。）に対する指導教養
- イ 相勤員の勤務及び事務処理の調整
- ウ 勤務及び事務の引継ぎの調整

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第29条 地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 具体的かつ明瞭な命令、指示を行うとともに、具体的な任務を付与すること。
- (2) 職務の遂行に必要な知識及び技能を向上させるため、実務に即した教養を行うこと。
- (3) 地域警察官が、地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動できるように交番等のほか、その活動に従事する場所において、能力、個性等に応じて行うこと。
- (4) 地域警察官は、一人一人が直接市民と接して職務を遂行することに鑑み、適正かつ妥当な判断ができる能力を高めること。
- (5) 地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めること。
- (6) 前各号に掲げる事項については、随時、その結果を確認し検証すること。

(勤務開始時等における点検、訓示等)

第30条 署長は、自ら又は警察署の幹部に命じて、勤務開始時等において、地域警察官に対して点検、訓示及び指示を行い、命令の徹底を図るとともに、必要な指導教養、術科訓練等を行わなければならない。

2 署長は、前項に定める点検、訓練等を行うに当たっては、地域警察官の勤務配置及び交替が速やかに行われ、管内の警戒力に間隙が生じないように配慮しなければならない。

(地域警察官の評価)

第31条 署長及び警部以上の階級にある地域警察幹部は、地域警察官の活動の評価に当たっては、実態掌握活動、地域に密着した活動その他地域警察官が行うべき活動全般について総合的に判断しなければならない。

第2節 巡視

(署長及び巡視実施者の巡視)

第32条 署長は、地域警察官の業務及び業績が署全体の業務及び業績に影響するこ

とから、自ら又は巡視実施者に命じて、地域警察勤務に従事する地域警察官に対する巡視を積極的に行わなければならない。

- 2 巡視実施者は、受傷事故や非違事案の未然防止と業務の適正かつ効率的な推進を図るため、巡視時に、個々の勤務員に対して、その勤務状況等を踏まえ、実務に直結する具体的指導を行い、効果的な業務管理を図ること。

(巡視計画)

第33条 巡視計画は、警察署の実情に応じて策定した毎月の重点事項（業務、業績等の重点）に沿って、巡視実施者の協力のもと、実施者、実施時間、実施する交番等に偏りが生じることのないよう実効性のあるものとする。

- 2 署長は、効率的な巡視を実現するため、巡視実施者による巡視の実施状況や体制の点検を行い、また、巡視が計画的かつ適切に行われるよう、巡視実施者に対して必要な指導を行うこと。

(本部地域課長の巡視)

第34条 本部地域課長は、自ら又は本部地域課の巡視実施者に命じて、地域警察官に対する巡視を行い、地域警察官の活動状況その他の実情を調査し、地域警察の運営に資するものとする。

第4章 通常基本勤務

第1節 通則

(地域責任)

第35条 地域警察官は、担当区域等について、治安情勢等を掌握し、警察の責務を効果的に遂行するよう努めなければならない。

(勤務要領)

第36条 地域警察官は、配置された勤務場所を拠点として、次の各号に掲げる場合を除き、第16条第2項に規定する勤務例に従い、勤務又は休憩を行わなければならない。

- (1) 第20条の規定により、特別な指示を受けた場合
- (2) 第37条の規定により、勤務の変更をする場合
- (3) 第61条第1項の規定による特別勤務を行う場合
- (4) 第62条第1項の規定による地域警察勤務以外の勤務に従事する場合

(勤務変更)

第37条 地域警察官は、勤務例による勤務では処理できない事件、事故その他の事案（以下「事件等」という。）が生じた場合は、警部補以上の階級にある直属の地域警察幹部に勤務の変更の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合で事前の承認を受けることができなかつた場合は、その経過を事後速やかに報告しなければならない。

- 2 地域警察官は、前項に定めるもののほか、勤務例による勤務では効果的な地域警察活動ができないと認めるときは、署長等に勤務の変更の承認を受けなければならない。ただし、軽易な勤務変更については、警部補以上の階級にある直属の

地域警察幹部の承認で足りるものとする。

- 3 交番等の勤務場所に配置された地域警察幹部が前2項の規定により、勤務の変更の承認を行った場合には、当該地域警察幹部は、警察署において地域警察事務勤務を行う地域警察幹部にその旨を報告しなければならない。

(休憩)

第38条 休憩は、定められた場所において行うものとする。

- 2 休憩中に事件等の発生、願届等があった場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(勤務記録)

第39条 地域警察官（地域警察事務勤務の者を除く。）は、勤務日における勤務及び事件等の取扱いその他の活動を記録しなければならない。

(管内情勢の資料化)

第40条 地域警察官は、所管区の概況、警ら、巡回連絡その他の活動を通じて掌握した状況等について資料化を図り、活用に努めなければならない。

(資料の整理及び保管)

第41条 交番等の活動に必要な資料については、常に活用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事件及び事故に対する措置)

- 第42条 地域警察官は、通常基本勤務中に発生した事件及び事故の処理に際しては、迅速に初動的措置を講じなければならない。
- 2 前項に定める措置を講ずるに当たっては、通信指令課及び警察署通信室と緊密に連絡をとりつつ、交番等、機動警ら係等並びに事件及び事故の処理を担当する係と連携しなければならない。
 - 3 地域警察官の事件及び事故の処理範囲の基準に関し必要な事項は、別に定める。
 - 4 署長等は、事件及び事故の処理に当たり、前項に定める基準により難い特別の事情があるときはこの限りではない。

(耐刃防護衣の着用)

第43条 地域警察官は、常に耐刃防護衣を着用すること。ただし、特に指定された場合はこの限りではない。

(勤務交替時の引継ぎ)

第44条 交替制勤務の地域警察官は、原則、配置された勤務場所において、相互に面接し、必要な事務の引継ぎを迅速かつ確実に行わなければならない。

第2節 交番等及び移動交番車

(所管区責任)

第45条 受持警察官は、所管区及びブロック（以下「所管区等」という。）において、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区等について共同して規則第2条の任務を遂行する責を負うものとする。

(警ら及び巡回連絡の併行)

第46条 警ら及び巡回連絡は、所管区等及び受持区の状況その他の事由により必要と認めるときは、併行することができる。

(立番及び見張り)

第47条 立番は、原則として交番及び警備派出所の施設外の適当な場所に位置して、立って警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。ただし、雨天、降雪等悪天候時においては、第37条に基づき立番を見張りに変えることができる。

2 見張りは、交番及び警備派出所において、出入口及び外部を直接視認できる施設内の適当な場所に位置して、椅子に腰掛けるなどして警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

(在所)

第48条 在所は、交番等の施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成及び整理並びに装備資器材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。

(警ら)

第49条 警らは、所管区等を巡行することにより、管内状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、市民に対する保護、助言及び指導に当たるものとする。

(巡回連絡)

第50条 巡回連絡は、担当する受持区を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 署長は、巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門以外の警察職員をして、巡回連絡に協力させるものとする。

第51条 削除

(移動交番車の活動)

第52条 移動交番車の活動に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 機動警ら係等

第53条 削除

(機動警ら)

第54条 機動警らは、警ら用無線自動車により、あらかじめ定められた区域又は路線を巡行することにより、事件等が発生した場合に緊急初動措置を行うとともに、機動力を活用して犯罪の予防検挙、交通指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 機動警らは、原則として2名1組を単位として行うものとする。

3 機動警ら係等に勤務する地域警察官は、機動警らに当たっては、特に次に掲げ

る事項に留意しなければならない。

- (1) 周密かつ鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うなどにより、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めること。
 - (2) 機動警ら中、交番等への立寄り、同乗警ら、事件等の共同処理を行うことにより、受持警察官との連携を図ること。
 - (3) 事件等の処理その他の活動に際し、通信指令課及び警察署通信室と緊密に連絡をとること。
- 4 自動車警ら班員は、取り扱った事件等を、その発生、逮捕その他の取扱い場所を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

(待機)

第55条 待機は、指定された場所において、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資器材の点検整備並びに書類の作成及び整理に当たるものとする。

- 2 待機に際しては、事件等の発生に備え、無線通話の傍受に努めるほか、直ちに出勤できる態勢を保持しなければならない。

(自動車警ら班の活動)

第56条 自動車警ら班の活動に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 警備派出所

(警備派出所における通常基本勤務の方法)

第57条 警備派出所に勤務する地域警察官は、警備区において通常基本勤務を行うものとする。

- 2 警戒警備は、繁華街、主要駅、空港その他特殊な警戒警備対象について、当該対象等の状況に応じて、周辺の巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。
- 3 立番及び見張りについては第47条、在所については第48条、警らについては第49条の規定をそれぞれ準用する。

第58条 削除

第5節 交番相談員

(交番相談員)

第59条 署長は、交番又は駐在所につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番又は駐在所に交番相談員を配置することができる。

(交番相談員の身分及び業務等)

第60条 交番相談員の身分、業務その他必要な事項は別に定める。

第5章 特別勤務及び地域警察勤務以外の勤務

(特別勤務)

第61条 地域警察官は、通常基本勤務のほか、地域警察官が必要と認めて署長等の承認を受けたとき、又は警察本部長（以下「本部長」という。）若しくは署長等から命ぜられたときは、次の各号に掲げる特別勤務を行うものとする。

- (1) 緊急配備のための活動を行うこと。

- (2) 事件等が発生した場合において、現場臨場、捜索救助、被疑者同行その他当該事案処理のための活動を行うこと。
 - (3) 担当区域等における治安情勢等に鑑み、通常基本勤務以外の方法により、犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動を行うこと。
 - (4) 雑踏警備、交通機関への警乗等に伴う警戒警備要員として活動を行うこと。
 - (5) 所管区において、住民の行う防犯、交通安全その他地域諸活動への支援若しくは協力を行い、又は住民と共同でこれらの活動を行うこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地域警察の任務を遂行するために、通常基本勤務以外の方法により、必要と認められる特別な活動を行うこと。
- 2 署長等は、管内の治安情勢等から特に必要があると認めるときは、地域警察官の特別勤務を命じ、又は承認することができる。この場合において、通常基本勤務への影響を最小限に留めるよう配慮しなければならない。
 - 3 特別勤務の遂行においては、関係する他部門と緊密な連携を図らなければならない。

(地域警察勤務以外の勤務)

第62条 署長は、警察署全体が特別の体制をとらなければならない場合その他警察の総合力を発揮する必要がある真にやむを得ない場合に限り、地域警察官を地域警察勤務以外の勤務に従事させることができる。

2 署長は、前項に規定する勤務に従事させる必要性を判断するに当たっては、地域警察体制が著しく阻害されることのないよう留意し、地域警察勤務以外の勤務の必要性と地域警察体制の阻害の程度との均衡及び比重を考慮して慎重に決定しなければならない。

3 署長は、地域警察官を7日以上継続して地域警察勤務以外の勤務に従事させる場合は、本部長の承認を受けなければならない。

第6章 補則

(地域警察官の配置異動報告)

第63条 署長は、地域警察官の配置換えを行ったときは、速やかに本部長に報告するものとする。

(活動状況報告)

第64条 署長は、地域警察官の活動状況を本部長に報告するものとする。

(警察署細則)

第65条 署長は、あらかじめ本部長の承認を得て、この訓令に基づく必要な細則を定めるものとする。

なお、これを変更しようとするときも同様とする。

(雑則)

第66条 この訓令に定めるもののほか、地域警察の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年2月7日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年3月21日から施行する。

別表(第16条関係)

地域警察官の勤務時間の割り振り基準

区分 勤務種別	勤務制	勤務日	勤務時間割									休憩	総時間
			立番	見張	在所	待機	警ら	巡回連絡	警戒警備	教養	計		
交番・駐在所・署(分庁舎)所在地	毎日制	日勤	1	1	45分		3	2			7時間45分	1	8時間45分
	毎日制 (駐在所型 毎日制)	日勤			2時間45分		3	2			7時間45分	1	8時間45分
	交替制	当番	2	2	1時間30分		6	3		1	15時間30分	8時間30分	24時間
		日勤	1	1	45分		2	3			7時間45分	1	8時間45分
警備派出所	毎日制	日勤	1	1	45分		1		4		7時間45分	1	8時間45分
機動警ら	毎日制	日勤				1時間45分	6				7時間45分	1	8時間45分
	交替制	当番				5時間30分	9			1	15時間30分	8時間30分	24時間
		日勤				1時間45分	6				7時間45分	1	8時間45分

※数字のみ記載の単位：時間